

イギリスの刑事訴追制度の動向（補論）

— 2003年刑事司法法施行後の訴追方式について —

小 山 雅 亀

I はじめに

近年イギリスの刑事手続は、取調べの可視性等その捜査に関する法制度を始め、様々な分野において、わが国の学界において注目を浴びるようになってきている⁽¹⁾。訴追の分野についても、わが国の国家訴追主義と対立する概念である私人訴追主義を基本とするものと理解され、多くの論稿が著されてきている⁽²⁾。筆者も、1985年法によるイギリス検察庁（Crown Prosecution Service＝CPS）の創設とその後の動きに焦点を合わせた研究をしてきた⁽³⁾。これまでも指摘してきたように、イギリスの検察官（Crown Prosecutor＝CP）は、「受動的書面点検モデル」にたって警察の行った訴追の審査・追行のみを担当し、捜査や訴追の第一次的判断権を（そして上級の裁判所である刑事法院での弁論権をも）有しない「世界で最も控えめな権限のみを有する検察」であると解されてきた⁽⁴⁾。しかし、近年ではCPS（そしてCP）の権限は強化されてきており、ついにその最も特徴的な「警察による訴追を引き継いで審査・追行する」という制度的

-
- (1) おそらくその契機となったのは、1970年代以降の王立委員会による広範な調査と改革の提案そしてそれを踏まえた法令の制定である。ここでは、井上正仁＝長沼範義「イギリスにおける刑事手続改革の動向（一）-（四）」ジュリスト765号84頁以下、同766号96頁以下、同769号114頁以下、同770号100頁以下（いずれも1987年）のみを挙げておく。なお、近年の法改正をふまえて、イギリスの刑事手続のアウトラインを示すものとして、清野憲一「英国刑事法務事情(2)」刑事法ジャーナル4号69頁以下（2006年）参照。
- (2) 例えば、鯉越溢弘『刑事訴追理念の研究』（2004年）は、私人訴追主義の理念に焦点を当てた労作である。
- (3) 小山雅亀『イギリスの訴追制度』（1995年）
- (4) 同書142-3頁、192-3頁参照。

枠組も変更されるにいたったとも解される⁽⁵⁾。この点の概略はすでに紹介したところであるが⁽⁶⁾、ようやくその具体的な方式が次第に明らかになってきている。

本稿は、前稿を補足する形で、新しい訴追の方式について、具体的に紹介することを目的とした。

II 訴追制度の修正

本章では——前稿で言及したところと重複する部分も多いが⁽⁷⁾——今回の改革に至った経緯と変更された点を概観しておきたい。

A イギリス検察庁 (CPS) の歴史的概観

1985年犯罪訴追法 (Prosecutions of Offences Act 1985) によって成立したCPSは、翌年からその活動を開始したが、その道のりは平坦ではなかった。

(1) ある論者によれば、その活動は以下の3期に分けられるという⁽⁸⁾。すなわち、第1期は、成立から1999年までで、警察との「ソリシタ対依頼人」関係から離脱し警察からの独立性を確保することに重点が置かれた。CPSの理念は正当なものであったが、その実施のための方策は不十分であり、結果として多くのトラブルが生じた⁽⁹⁾。しかし次第にCPSの専門家としての文化が成立・確立し、ようやくCPSの創設を導いたPhilips委員会⁽¹⁰⁾の勧告と理由付けに沿うものとなった。第2期は、労働党政府が改革を目指してGlidewell報告書⁽¹¹⁾を受

(5) 小山雅亀「イギリスの刑事訴追制度の動向」西南学院法学論集35巻3=4号(2003年)129頁以下参照。

(6) 同論文149頁以下参照。なお、刑事法院での弁論権をめぐる動きについては、同論文146頁以下参照。

(7) 小山・前掲論文(前注(5))130頁以下参照。

(8) 2003年当時の法務総裁Goldsmith卿の分析である(Zander, Cases and Materials on the English Legal System (9th ed. 2004), at 249による)。

(9) CPS創設後のトラブルについては、小山・前掲書(前注(3))109頁以下参照。

(10) The Royal Commission on Criminal Procedure, Report (Cmnd 8092, 1981)。以下“Philips Report”という。この委員会報告書の(訴追制度改革に関する部分の)概要については、小山・前掲書(前注(3))60頁以下参照。

(11) The Review of the Crown Prosecution Service, A Report (Cm 3960, 1998)。以下“Glidewell Report”とよぶ。この報告書については、小山・前掲論文(前注(5))141頁参照。

け容れた1999年に始まる。CPSの地区は警察管区と合致するように42と改定され、多くの活動が警察と同じ建物でなされるようになった。この時期に政府は、CPSに対する歴史的な過少投資を見直し、大きな資金をつぎ込むことを決定した。2003年に始まる第3期において、CPSは刑事手続の各段階において——訴追判断の独立性を維持しつつ、他の関係機関との連携を強化して——一層の役割を果たすことが期待されるようになっていく。

(2) 1985年法（POA1985）によってイギリス全土に責任を負う国家訴追機関として創設されたCPSは、当初31の地区に分けられ、各地区には首席検察官（CCP）が置かれたが、1993年には13の地区に統合された⁽¹²⁾。CPSの主たる機能は、警察によって開始された（軽微な交通犯罪等を除く）すべての刑事事件を追行し、必要な場合には手続を打ち切ることである。CPSは、捜査のための機能を持たず、この役割を警察に頼るとともに、スコットランドの検察官（procurator fiscal＝PF）とは異なり、警察に捜査を指示することもできない（請求できるとどまる）。Runciman委員会はこの点を検討したが、10対1でCPSへの捜査権限付与を否決した⁽¹³⁾。

創設当初のCPSはメディアから多くの批判を浴びたが、その活動の効率性が次第に向上してきたことについては異論がない。しかし、打ち切り判断についての警察からの批判は続いており、スタッフのモラルについての問題も残っていると指摘された。とくに、地区の31から13への変更は批判の対象であったが、1997年の総選挙前に労働党はCPSの再編成を約束し、結果として警察の管轄区域と等しい42の地区に再編した⁽¹⁴⁾。

(3) Glidewell Report：このCPSに対してきわめて批判的な報告書は、75の勧告を行ったが、その主要なものは以下の通りである⁽¹⁵⁾。すなわち、①スタッフのモラルの向上、②判断権の中央からの委譲（政府による42地区への再編を支持）、③上位法曹の（行政任務ではなく）ケースワークと訴追任務への従事、

(12) 小山・前掲論文（前注(5)）142頁以下参照。

(13) The Royal Commission on Criminal Justice, Report（Cm 2263, 1993）, Chap. 2 para.67, Chap. 5 paras.14-8. 以下“Runciman Report”という。

(14) 小山・前掲論文（前注(5)）142頁以下参照。

(15) Glidewell Report, at 17- 23.

④本部の再編, ⑤主席事務官の非法曹化, ⑥警察との関係改善, ⑦捜査と告発に関する責任は警察が保持, ⑧刑事法院でのパリスタへのよき補助, といった勧告である⁽¹⁶⁾。

これらの勧告を受けた政府は, 多くの勧告に対して好意的ではあったが, 警察の権限や責任をCPSに移行させようとする勧告——特に告発の時点から捜査の責任をも警察の援助を得つつCPSに移行させようとする勧告——は受け容れず, 両者の協力とパートナーシップによる解決という方針を採った。CPSのスタッフは警察署内もしくは近接地で警察と協力し, 告発直後に審査のために書類を受け取るようになった⁽¹⁷⁾。

(4) Auld Report: この浩瀚な報告書はCPSに対する大幅な修正勧告を行った。なかでも, 警察による過剰告発 (overcharging) という問題を主たる理由として, 被疑者を告発するという機能を警察からCPSに移そうとする点は重要である。すなわち, 警察による過剰告発とCPSによる早期の是正が行われないことが有罪答弁の早期の実行を妨げ, 公判における問題点の特定を遅れさせているのであるから, この問題解決のためには, CPSの早期段階におけるより強い関与が必要である, とした。具体的には, 軽微な事件等を除いて, CPSが告発を判断し訴追を開始する方向で検討がなされるべきである, と⁽¹⁸⁾。

B 実態調査の概要

政府は, 上記Auld Reportの勧告を受けて, 「CPSが警察に対して口頭または書面で告発に関する助言を与えることによって刑事手続にいかなる変化が生じるか」という視点から, 実態調査を行った⁽¹⁹⁾。

(1) 実態調査は, 5つの地区 (areas) の9つの地域 (locations) において, 2002年2月から8月の期間にCPSが警察に (口頭または文書で) 助言を与えた (身柄の拘束を経由した) 事件について, 2003年1月までの当該事件のその後の動きについての情報を踏まえて分析を試みる。ただし, 比較を行う際にはい

五九

(16) Zander, *supra* note 8, at 232.

(17) *Id.*, at 233.

(18) Review of the Criminal Courts of England and Wales (2001), Chap.10, paras.37-45, and 53-60. 以下“Auld Report”とよぶ。

(19) Zander, *supra* note 5, at 233-4. また, 政府は白書の形で, Auld Reportの勧告を採用する旨を表明した (Justice for All (CM 5563 2002), paras 3.29-3.33.)。

くつかの留意が必要である。まず、口頭による助言は告発までのいかなる時点においてもいかなる事項についても可能であるが、書面による助言は、助言請求ファイル（advice file）の提出後になされており、これは以下の事件について行われることになる。①被疑者が身柄拘束されておらず、また、条件付保釈にも付す必要がなく、②無罪答弁が予測される事件で、③累犯少年・少年事件でない事件である。①は、書面による助言は助言請求ファイルの提出後に求められたため、この準備に要する時間の必要性から生じた制限であり（告発前の身柄拘束に時間的制約があり、告発前の保釈に条件を付すことは認められていなかった）、②は、有罪答弁が予想される事件は早期初回審問（Early First Hearing）での迅速な処理が予定されるために、これらの事件を対象から除外したためであり、③は地区によって少年事件の定義を異にしているためである。また、口頭による助言についても、条件付保釈が必要（すなわち告発後の保釈を利用せざるを得ない）と、さらに早期初回審問が採られると判断された事件については、警察署にCPが派遣されていた地区においてのみ求められていた⁽²⁰⁾。

(2) 上記の方式で、当該期間中に助言が与えられた事件数は6199件であり、その内で直接告発に関わらない一般的助言が1418件、告発に関わるものが4781件であり、他方、6199件中で（一般的助言を含めた）口頭による助言は3324件であるのに対して、書面による助言は2875件であった。告発に関する助言のうち、証拠の不足および公益の観点から、1924件においてCPSが告発への反対意見を表明している⁽²¹⁾。書面に基づき告発すべきとした1647件の助言のうち、1582件が実際の告発にいたっているが、この数値は同時期のこれらの地区における告発総数の約7%となっている⁽²²⁾。

(20) PA Consulting Group, Charging Suspects: Early Involvement by CPS. A Pilot Final Evaluation (2003), paras. 1.2-1.3.

(21) 本報告書は、このCPSによる告発への反対につき、早期の段階においてCPSが有罪判決に至らない事件を特定することによって、警察、CPS、裁判所等の刑事司法に関わるものの資源をより効果的に利用できる結果となっている、と積極的に評価する（Id., para. 2.1.）。

(22) この告発の助言1647件から実際の告発1582件への減少は、被疑者死亡等といったやむを得ない事情の他に、警察が助言を受け入れなかったためかそれとも事件処理の記載が不完全であったためかが判然としないものもある（Id.）。

(3) この実態調査の目的は、CPSによる早期の助言が手続きに与える影響を測定しようというものであるから、測定のためのデータが必要となり、そのために以下の4つのデータが用いられた⁽²³⁾。

- ①基準データ (baseline data)：調査の対象となった地区における調査開始前の2001年の5月間の一般的統計
- ②一般的活動指標データ (general performance data)：調査期間中の当該地区における一般的統計
- ③調査対象事件 (Auld pilot cases)：本調査の対象となった事件についてのデータ
- ④早期運営審問対象事件サンプル (Sample of EAH cases pre-Auld)：本調査は、書面による助言が与えられた事件についての法廷での結果等を追跡し記録する(口頭の助言が与えられた事件については全てが記録されていない)方式を採用したため、これらの事件(上記(1)②参照)と同種の事件について行われる早期運営審問 (Early Administrative Hearing) に調査期間以前に付された事件を指標として取り上げた⁽²⁴⁾。

C 実態調査の結果

実態調査は、9つの指標を用いて測定された。

- (1) 第1指標＝検挙率 (detection rate)；記録された犯罪のうち警察によって検挙された (be detected) 割合を示すこの数値——告発件数が減少するために低下することが予測されていたが——は、調査対象全地域での前年の5月間が21% (基準データ)であったのに対し、調査期間中の数値 (一般的活動指標データ) は22%とほとんど変化せず、しかも期間中の検挙の実数は増加していた⁽²⁵⁾。
- (2) 第2指標＝有罪率 (conviction rate)；告発後の手続き終了件数中の有罪件数の割合を示すこの数値は——CPSの早期関与の結果として上昇することが予測されていたが——9地域中6つの地域で向上し、全体としても早期運営審

五七

(23) Id. para. 3.1.

(24) 例外として、調査対象とされたひとつの地域 (Halifax) は、全ての事件が追跡対象とされているので、この地域のサンプルは全ての事件を含んでいる (Id. Para. 3.1.4).

(25) Id. para. 3.2.

問対象事件サンプルで60%（最小42%で最大69%）から調査対象事件で69%（最小53%で最大87%）へと上昇した。口頭による助言が多用された地域では有罪率が大幅に向上し、警察による完全なファイル作成後の書面による助言を求めるという方式を採用した地域では——おそらくCPSの助言がファイルの質や証拠の質・量に影響を及ぼす程度が低かったため——大幅な上昇は見られなかった⁽²⁶⁾。

(3) 第3指標＝打ち切り（discontinuances）；告発後にCPSによって打ち切られる事件は減少することが予測されていたが、この指標は2つの方向から測定された。第1に、調査対象地域の打ち切り率の変動については、基準データが11.1%であったのに対して、一般的活動指標データは12.5%とむしろ増加した。これには、ある地域での警察のミスのために打ち切りが増加した等の事情もあったが、新たな制度の導入に伴う改善が姿を現すためには時間が必要であったためかもしれない。第2に、調査対象事件の打ち切り率について見てみると、早期運営審問対象事件サンプルの打ち切り率が36%（最小21%で最大55%）であったのに対し、調査対象事件については11%（最小4%で最大26%）と大幅な改善が見られた。また、調査対象事件における打ち切りの48%が公益を理由とするもので、42%が証拠の欠如を理由とするものであった。証拠を理由とする打ち切りには、証人の証言拒否等やむを得ないものもあったが、早期の助言に関与したCPと後の審査を担当したCPとの意見の相違というものもあり、今後の検討課題も残されている⁽²⁷⁾。

(4) 第4指標＝答弁に関する指標；答弁については、2つの方向（①初回公判での答弁が増加、②最初の答弁中有罪答弁の占める割合の増加）で予測がなされていたが、この予測は確認された。すなわち、初回公判で答弁がなされた事件の割合は、早期運営審問対象事件サンプルでは53%（最小25%で最大70%）であったのに対し、調査対象事件については70%（最小20%で最大94%）であ

(26) Id. para. 3.3. 早期の助言は、有罪可能性の乏しい事件の排除を導いただけでなく、警察とCPとのコミュニケーションの向上を通して、証拠上の問題点を是正させ、結果として有罪率の向上にいたった（Id.）。

(27) Id. para. 3.4.

った。他方、最初の答弁時における有罪答弁の割合は、早期運営審問対象事件サンプルでは40%（最小19%で最大が44%）であったのに対し、調査対象事件については52%（最小34%で最大76%）となった。なお、前者（初回公判で答弁がなされた事件の割合）が例外的に大幅に低下したKent地域（69%⇒36%）については、CPSが早い時点において多量の情報を弁護側に提供（結果として、弁護側は当該情報を検討するために延期（adjournment）を請求することが増加）するようになったためと考えられ、そのことは後者（有罪答弁の割合）の数値が同地域で大幅に上昇した（19%⇒76%）ことから裏付けられている⁽²⁸⁾。

(5) 第5指標＝告発事実の変更に関する指標；CPSの早期の助言は、後の時点でCPSによって告発事実が変更・撤回される（charges are changed or dropped）可能性を小さくすると予測されたが、この予測はほぼ確認された。この指標についてのデータを記録した5つの地域全てにおいて告発事実の変更が大幅に縮小したためである。すなわち、早期運営審問対象事件サンプルでは全体として51%（最小51%で最大72%）であったのに対し、調査対象事件については18%（最小14%で最大34%）となった⁽²⁹⁾。

(6) 第6，第7指標＝公判が無駄になる割合；訴追側の準備不足のために予定された公判手続きが行われない（ineffective trial）および被告人が公判において有罪答弁をしたために公判が行われない（cracked trial）ことになったそれぞれの割合は、早期の助言によっていずれも低下すると予測されたが、本調査によってほぼ確認された。すなわち、全体として、前者の数値は24%から10%に、後者の数値は12%から9%に減少した⁽³⁰⁾。

(7) 第8指標＝手続きに要する時間；CPSの助言が介入するために、逮捕から告発までの時間は増加するが、その増加分は告発から事件の終結までの時間短縮によって埋め合わせられると予測されたが、この予測は完全に裏付けられたとはいえない。逮捕から告発までの時間については、予測どおり、早期運営

五
五

(28) Id. para. 3.5.

(29) Id. para. 3.6.

(30) Id. para. 3.7.

審問対象事件サンプルの31日（最短地域が9日で最長51日）から調査対象事件の55日（最短34日で最長66日）に増加した。他方、告発から事件終結までの期間は、早期運営審問対象事件サンプルでは全体平均で79日（最短の地域が75日で最長は114日）であったのに対して、調査対象事件では平均77日（最短47日で最長88日）となった。ただ、早期運営審問対象事件サンプルは刑事法院で審判された事件を含んでいなかったため、調査対象事件からこの種の事件を除外するとその平均は69日（最短24日で最長87日）となる。このように後者の時間は短縮したが、前者の時間増を埋め合わせるほどにはいたらなかったし、いまだに継続中の事件も存在している（後者の数値が増加する可能性もある）ために、現時点では十分に評価を行うことはできない⁽³¹⁾。

(8) 第9指標＝ファイルの質；2つの地域のデータしか存在しないが、警察の作成するファイルの質は——調査対象事件に限らず全事件について——調査期間中に次第に向上した。また、このことは関係者の逸話的な情報からも認められる⁽³²⁾。

(9) 結論：早期の告発についての助言は、より効率的で改善された事件の構成（case building）に至り、司法のギャップの縮小（Narrowing Justice Gap）——実際に生じた事件が刑事手続によって処理されていない割合の引き下げ——をも含めた政府の主要なイニシアティブに大きく寄与する。さらに、システム全体から見ても、この助言は時間のより効率的で効果的な利用に至り、それによって投下資金を正当化し得るだけの価値を与える。早期の助言が単に調査対象地域や特定地域での制度ではなく、2つの機関（警察とCPS）の間の通常でかつ受容された協同関係になることを切望する⁽³³⁾。

D 訴追方式の変更

変更された訴追方式の詳細は後の章で説明することとして、ここではその概略のみを述べておきたい。

(1) 従来訴追を開始する主要な方法は、①警察が無令状で逮捕し警察署に引致

(31) Id. para. 3.8.

(32) Id. Para. 3.9.

(33) Id. at iii.

した後に告発するという方法、②犯罪が行われたことを記載した訴状 (information) を治安判事 (または同書記) に提出し、この訴状に基づいて召喚状が被告人に送付されるという方法、の2種類であった。このうち、①の告発という方法は警察にのみ利用可能な方法であり、結果として警察はいずれの方法にもよることができるが、他の訴追機関は②の方式によらねばならなかった⁽³⁴⁾。これに対して2003年刑事司法法⁽³⁵⁾は——前述したAuld Reportの勧告に従い、また、上記の調査の結果をも考慮して——訴追の方式を変更し、公訴官 (Public Prosecutor)⁽³⁶⁾ が刑事手続を開始する新たな方法を認めた。

(2) まず、同法は、PACE37条を修正するとともに同37条Aから同条Dまでを追加する⁽³⁷⁾。改正されたPACE37条 (7) によれば、警察の留置管理官 (Custody Officer=CO) は、被逮捕者を当該逮捕の理由となった犯罪で告発するに足る証拠があると思料した場合には、以下の4つの処分のいずれかを行う。すなわち(a)DPP (実際にはCP) の判断を待つ目的で、告発することなく保釈に基づいて釈放する、(b)そのような目的なく、告発することなく保釈に基づいて釈放する、(c)告発することなく保釈に基づかず釈放する、(d)告発する、といういずれかの処分を行うことができる。このいずれの処分を行うかはCOに認められた権限であるが、DPPはCOがこの判断を行うための指針 (Guideline) を発する権限を有し、COは実際に判断するときはこの指針に配慮 (have regard to) しなければならない⁽³⁸⁾。実際に発せられた指針によれば、CPSの関与なく警察が告発 (上記(d)の処分) できる犯罪の種類は、①軽微事件^(38A)、② (当面の移行期間において) 治安判事裁判所で処理可能で (双方審理可能犯罪および略式起訴犯罪に該当する) 有罪答弁の予測される事件、③被疑者が裁判所に引致さ

(34) Sprack, *A Practical Approach to Criminal Procedure* (10th ed. 2004), at 12.

(35) Criminal Justice Act 2003 (以下CJA 2003という)。

(36) 法務総裁 (AG) や重大詐欺局 (Director of SFO) そして警察 (およびその指定を受けた者) 等の他、DPPそしてCPを含む (CJA 2003s. 29 (5))。

(37) CJA 2003s. 28 and Schedule 2.

(38) PACE s. 37 (7), (7A), s. 37A (1) (a), (3).

(38A) 複雑でない軽微な交通犯罪が中心である (The Director's Guidance on Charging (2d ed 2005), para 3.3.)。このGuidanceを以下 "Guidance on Charging" として引用する。

れるために身柄拘束が求められるべきで、CPとの協議を経る時間的余裕のない事件である⁽³⁹⁾。その他の事件については、留置管理官が告発相当と思量すれば被逮捕者を保釈に基づいて釈放する（前記(a)の処分）。CPSは——捜査官から送付された資料に基づいて——証拠の十分性と公益性を判断して告発の是非、いかなる犯罪で告発するか、または、警告をすべきかを判断する。その判断が告発または警告であった場合、被疑者はその判断に従って告発または警告を受けられることになる⁽⁴⁰⁾。

(3) 公訴官について、新たな訴追方式が導入された。すなわち、被疑者に対して、①治安判事裁判所に出廷すべき旨の書面による要求である出廷命令書 (requisition) とともに、②被疑者を犯罪で告発する旨を記載した告発状 (written charge) を発することによって訴追を開始する⁽⁴¹⁾。他方、公訴官はもはや召喚状 (summons) の発給を求めて訴状 (information) を提出するという方式によることはできない⁽⁴²⁾。ただし、拘禁中の被疑者を告発するという権限は保持されている⁽⁴³⁾。

E 条件付警告

2003年刑事司法法は、成人について条件付警告 (conditional caution or caution plus) という制度を導入した⁽⁴⁴⁾。

(1) 警告には公式のもの (formal caution) と非公式のもの (informal caution) がある。非公式の警告は法的な効果を有しないが、公式の警告は、警告

(39) Sprack, *supra* note 34, at 33. Guidance on Charging (2d ed 2005), paras. 3, 2-3.3, 3.12. 必ずCPSに送致されなければならない犯罪は列挙されている (Id. Annex A)。

(40) PACE s37B(1)-(7)。

(41) CJA 2003 s 29 (1)-(3)。ただし、この新方式は2005年初めの時点では実施されておらず、従来の方式が用いられている (M. Zander, *The Police and Criminal Evidence Act 1984* (5th ed. 2005), at 143)。

(42) CJA 2003 s 29 (4)。なお、私人にはこの権限は残されている (CJA 2003 s 30 (4) (b))。

(43) CJA 2003 s 30 (4)。Taylor, Wasik and Leng, *Blackstone's Guide to The Criminal Justice Act 2003* (2004), at 31。

(44) 少年 (18才未満) については、成人の警告に相当するものとして譴責処分 (reprimand) と最終警告処分 (final warning) とがあり、後者はカウンセリング等の一定の処分と結びついている (Crime and Disorder Act 1998, ss. 65-66) が、以下では成人の警告に焦点を合わせて論述する。

を受けた者の記録として残り、その後の手続において参照可能である。法的には有罪判決とは異なるが、事後の手続で参照されれば、前科と同様の効果を有する⁽⁴⁵⁾。従来は、一たん警告を受けた者がその後犯罪を犯したとしても、再度の警告を受ける可能性が減少するという点を除けば、制裁は存在せず、また、CPSが警告を行うことはできなかった⁽⁴⁶⁾。Auld Reportは、年間26万6千件にも及ぶ警察による警告（解決された事件の約25%に相当）が行われているにもかかわらず、犯罪者の将来の行動に関する条件と警告とを組み合わせた警察やCPSに利用可能な制度が存在せず、結果として被害者の感情を無視して警察の都合のみで警告が行われているとして、条件付警告の制度を勧告した⁽⁴⁷⁾。それがその後の政府の勧告の基礎となり、結果として2003年法によって実現された⁽⁴⁸⁾。新たに導入された制度は以下の通りである。

(2) 条件付警告とは、犯罪に関して発せられ、犯罪者が遵守すべき条件を付した警告であり、この条件に合理的な理由（reasonable cause）なく違反すれば、（条件違反を理由とするのではなく）警告の対象となった犯罪で訴追され得る⁽⁴⁹⁾。後の公判において被告人が無罪答弁をした場合には、当該者の自認を記録した書面は不利益な証拠（法的には自白）として取り扱われる⁽⁵⁰⁾。条件付警告を行う権限を有するのは警察官の他DPP（CP）等であり、許容される条件は、犯罪者の更正を容易にするまたは犯罪への償い（reparation）を確保するためのものである⁽⁵¹⁾。なお、この新しい警告制度の採用によって従来の警告（法律上の明確な根拠を有していない）がどうなるかは不明であるが、常識的に見て条件の付されない警告の必要性は明らかである⁽⁵²⁾。

(3) 条件付警告をなし得る前提条件として5つが列挙されている。すなわち、

(45) Zander, *supra* note 8, at 240.

(46) Ward and Davies, *A Practitioner's Guide; The Criminal Justice Act 2003* (2004), at 35-6.

(47) Auld Report, Chap. 9, paras. 41-47.

五 (48) Ward & Davies, *supra* note 46, at 35.

(49) CJA 2003ss 22 (2), 24 (1).

(50) Ward & Davies, *supra* note 46, at 37.

(51) CJA 2003ss 22 (1), (3), (4), 24 (1), 27.

(52) Ward & Davies, *supra* note 46, at 38. この点につき、清野・前掲論文(前注(1)) 75頁参照。

①被疑者が犯罪を犯したことを示す証拠の存在，②CP等の警告運用者による，告発するだけの証拠はあるが警告が好ましいとの判断，③被疑者による犯行の自認，④条件付警告の性格および条件違反が訴追にいたり得ることについての被疑者に対する説明，⑤犯罪の詳細と被疑者による自認を記録した文書への被疑者のサイン，である⁽⁵³⁾。被疑者が最初に警察に引致された段階でこれらの前提条件を充足することは困難であり，従って，警告か告発かの判断を行うために保釈される可能性が高い。証拠の十分性と公益性の判断についてはCPSの関与が予定されている以上，CPSが警察のファイルを考慮する間の保釈は必然となる⁽⁵⁴⁾。

(4) 条件付保釈を定めたCJAの規定は概略を示すものであり，具体的な内容は国務大臣（Secretary of State）が発し，また時宜に応じて修正し得る実務規範（Code of Practice）によって示される。この規範が規定すべき事項は，条件付警告が適切な状況，その場合に採られるべき手続等であり⁽⁵⁵⁾，実際の運用上重要なほとんどすべての事項を定めることになる⁽⁵⁶⁾。さらに，実際に運用に際しては，保護監察局（National Probation Service）の援助が重要である。すなわち，同局は条件付警告の判断に際して，また，警告を受けた者の観察にあたり，条件違反があった場合にはその旨の通報を行うからである⁽⁵⁷⁾。

Ⅲ 刑事司法法施行後の訴追手続

以下では，前章で述べたところと重複する部分もあるが，2003年刑事司法法施行後の具体的な訴追手続を示す⁽⁵⁸⁾。

A 告発にいたるまで

(1) 被逮捕者が身柄拘束されている警察署の留置管理官（CO）は，被逮捕者

(53) CJA 2003s 23 (1)-(5).

(54) Ward & Davies, supra note 46, at 37.

(55) CJA 2003s 25.

(56) Ward & Davies, supra note 46, at 38.

(57) CJA 2003s 26; Ward & Davies, supra note 46, at 38.

(58) 2004年11月の時点で14管区において新方式が実施されており，残りの28の管区では2007年までに実施される予定である（Zander, supra note 41, at 139.）。

の身柄拘束がPACEによって正当化されない場合には直ちに無条件で釈放し、更なる捜査や手続き——警告等を含む——が採られ得る場合には保釈に基づいて釈放する^(58A)。留置管理官は、逮捕の理由とされた犯罪で告発するに十分な証拠 (sufficient evidence) があるかを判断し、その判断に必要な時間のみ警察署での身柄拘束が許容される。十分な証拠が存在しないと判断した場合、被逮捕犯罪に関する証拠を収集もしくは保全するため、またはその者の取調べによってそのような証拠を得るため、その者を告発することなく留置しておくことが必要であると信じる合理的な理由 (reasonable grounds) があるときのみ、身柄拘束を継続することが可能であり、その場合には留置記録を作成しなければならない⁽⁵⁹⁾。この警察留置は一定の事由がある場合には、逮捕可能犯罪については基準時 (警察署に到着した時点が原則) から24時間まで、重大な逮捕可能犯罪については——警視以上の警察官が前記の理由があるとする限り——36時間まで可能であるが⁽⁶⁰⁾、基準時から6時間以内に、その後は9時間ごとに審査担当官 (review officer) ——告発前は、捜査に直接関与していない警部以上の警察官 (告発後は留置管理官) がこの任に当たる——の審査を受けなければならない⁽⁶¹⁾。この点について2003年法は修正を加え、審査担当官の電話による審査の可能性を拡大し、(従来は重大な逮捕可能犯罪に限られていた) 36時間までの警察留置をすべての逮捕可能犯罪に拡張した⁽⁶²⁾。

(2) 後述するように、訴追に関する判断の実質的な責任は基本的にCPSに移されたが、実際問題として——きわめて単純な事件を除けば——PACEの認めている制限時間内にCPSの見解を得るのは困難である^(62A)。換言すれば、告発ま

(58A) PACE s 34 (1)-(5).

(59) PACE s 37 (1)-(4).

(60) PACE ss 41-42. さらに、重大な逮捕可能犯罪については、治安判事裁判所の令状により、最長96時間までの留置が可能である (PACE s 44)。

(61) PACE s 40 (1) (b), (3).

(62) CJA 2003 ss 6-7, PACE ss 40A, 42 (1). その後、逮捕可能犯罪および重大な逮捕可能犯罪という概念は廃止された (清野・前掲論文 (前注(1)) 71頁参照)。

(62A) この困難を視野に入れて、①助言と告発の判断を行うため、地方での同意をふまえて一定の時間をカバーする当番検事 (Duty Prosecutor) が配置され、②24時間体制の——中央で運営される——時間外当番検事 (out-of-hours DP) 制度により補充される (Guidance on Charging, paras. 2 and 5.1)。

で拘禁を継続する権限が存在しないために、保釈がなされることになるが、従来はこの告発前の保釈に条件を付すことは許されず、条件を付けるためには告発した後の保釈を利用するという方法によらざるを得なかった⁽⁶³⁾。この問題解決のために、2003年法によって告発前の条件付保釈も認められることになったわけである⁽⁶⁴⁾。

(3) 前述したように、2003年法による改正の結果、身柄拘束されておりかつ告発するに足る証拠があると判断された被疑者の処理には、4種類の方式が可能である⁽⁶⁵⁾。このうち、DPP（CP）の判断を待つ目的で、告発することなく保釈に基づいて釈放するという判断がなされた場合、捜査官はDPPが指針において示した情報をDPP（CP）に送付しなければならず、CPは送付されてきた情報に基づいて——証拠の十分性と公益性という従来の審査基準を用いて——告発の可否（警告の可能性をも含めて）を判断し、自己の判断を捜査官に書面で伝達する。告発しない旨の判断がなされれば、留置管理官はその旨を被疑者に伝達し、告発（あるいは警告）がなされるべき旨の判断であれば、それにしたがって留置管理官によって告発（あるいは警告）がなされる⁽⁶⁶⁾。2003年法の施行後も、警察はCPSの関与なく自ら告発することも可能であるが、この選択肢は前述したDPPの発する指針によって拘束される⁽⁶⁷⁾。

(4) 2003年刑事司法法は、CPSの判断を待つための保釈に——従来から認められていた告発後の保釈と同様に——条件を付すことを可能にした⁽⁶⁸⁾。保釈された被疑者は、保釈に基づいて釈放される際に求められた警察署への出頭義務に違反して出頭しなかった場合、または、（今回認められた）保釈条件に違反したと疑うに足りる合理的な理由（reasonable ground）があると警察官が判断した場合には、無令状で逮捕され得る⁽⁶⁹⁾。この逮捕は、保釈法上の犯罪を理由

(63) Ward & Davies, *supra* note 46, at 30.

(64) PACE s 37 (7) (a).

(65) 前記ⅡD(2) 参照。

(66) PACE s 37B (1)-(6).

(67) Ward & Davies, *supra* note 46, at 32. 警察が——CPSの関与なく——告発できる犯罪の種類については、前記ⅡD(2) 参照。

(68) CJA 2003 s 28, Schedule 2 s 6 (3).

(69) PACE ss 46A (1) (1A), 47 (1A).

とするものではなく、保釈の対象とされた犯罪を理由とするものであるから、留置管理官は——初めての逮捕の場合に必要なとされる——身柄拘束理由の存否の判断を行う必要がない⁽⁷⁰⁾。被逮捕者は、出頭を命じられていた警察署に現実的に可能な限り早期に引致され、そこで告発され、または——無条件でもしくは条件付で——(CPSの判断を待つ間)保釈される。保釈される場合には、前回の保釈条件と同じ条件が付される⁽⁷¹⁾。この判断の責任は留置管理官にあり、CPSとの協議は必要的ではない⁽⁷²⁾。

(5) CPSの判断を待つために保釈された者および再度保釈された者が警察署に出頭して身柄拘束され、または(一たん保釈されて不出頭もしくは保釈条件違反で逮捕されて)警察署で身柄拘束されている場合、①CPSの判断を待つため、②留置管理官の判断を待つため、③再度の出頭日時を決定するため、身柄拘束を継続することが可能であり、この判断をするのに被逮捕者が適切な状態にない場合には、適切な状態になるまで身柄拘束を行うことができる⁽⁷³⁾。留置管理官は、被逮捕者をどう処理するかを判断を最初に行う際には、CPSの判断を待つために身柄拘束を継続することは許されないが、そのために保釈された後、不出頭または保釈条件違反を理由に再逮捕された場合には、CPSの判断をあおぐために身柄拘束を継続することも許される⁽⁷⁴⁾。

B 告発の手続

前述したように、2003年刑事司法は、大多数の犯罪につき被拘禁者を告発するに足る証拠の存否の判断を行う権限を警察からCPSに移した⁽⁷⁵⁾。この理由の1つは、従来告発の判断を担当する警察と一旦なされた告発の審査に当たるCPSとで判断基準が異なるという事実であった⁽⁷⁶⁾。以下ではCPSの発した指

(70) PACE s 34 (7); Corre and Wolchover, *Bail in Criminal Proceedings* (3d ed. 2004), at 271.

(71) PACE ss 37C(1)-(4), 46A(2).

(72) Corre & Wolchover, *supra* note 70, at 272. ただし、後注(84)参照。

(73) PACE s 37D(4).

(74) Corre & Wolchover, *supra* note 70, at 272-3.

(75) 前記II D参照。ただし、告発の判断はCPS (CP) によってなされるものの、実際に告発を行うのは留置管理官 (CO) である (Zander, *supra* note 41, at 138)。

(76) Brownlee, "The Statutory Charging Scheme in England and Wales", [2004] *Crim LR*, at 898.

針⁽⁷⁷⁾をも参照しつつ、新しい告発の手続を具体的に概観する。

(1) 新しい制度においても、留置管理官（CO）は、門番（gatekeeper）として重要な役割を果たす。究極的な権限はないが、最初に「被拘禁者を告発するに足る証拠が存在するか」を判断するのは彼（女）の任務である⁽⁷⁸⁾。留置管理官は、新たにPACE37条（7）によって認められた4つの処分のいずれを行うかの判断をするに際し、告発するに足る十分な証拠がなく後述する予備テスト（Threshold Test）も充足されないと判断した場合には、CPに事件を送致することなく、（保釈に基づきあるいは基づかずに）釈放する。CPによる告発の判断が必要な事件で、予備テストが充足されていると判断した場合には、可能な限り早期に事件をCPに送致し、保釈が可能であれば（条件付または無条件の）保釈に基づいて釈放する⁽⁷⁹⁾。同様に、CPによる判断が必要な事件につき、後述する「指針によって要求された情報」が不備な場合にも、CPとの協議および証拠の準備を待つ間（条件付または無条件の）保釈に基づいて釈放する⁽⁸⁰⁾。他方、告発するに足る証拠は存在するが、現時点でCPの判断を求めるのが相当でないと判断した場合にも（無条件の）保釈に基づく釈放は可能である⁽⁸¹⁾。必ず正式起訴手続によらなければならない犯罪を除いて、予備テストが充足されてはいるが、告発以外の処理が公益に適うと判断した場合には、CPに移送することなく——もちろんその処理についてCPと協議することもできるが——警告または（少年の場合には）譴責処分や最終警告処分で手続を終了することができる⁽⁸²⁾。必ず正式起訴手続による必要のある事件において、予備テストは充足されたが訴追を行うことを望まない場合には、手続追行の判断を仰ぐためにCPに送致しなければならない⁽⁸³⁾。CPの判断を待つために保釈された被

(77) The Director's Guidance on Charging (Second Edition: January 2005). 以下この指針を“Guidance on Charging”という。

(78) Brownlee, *supra* note 76, at 899-900.

(79) Guidance on Charging, para. 8.4.

(80) Guidance on Charging, para. 8.5.

(81) PACE s 37 (7) (b); Guidance on Charging, para. 8.7.

(82) Guidance on Charging, paras. 9.1-9.2.

(83) Guidance on Charging, para. 8.3.

疑者が、保釈に定められた条件に違反したまたは定められた警察署に出頭しなかったとして逮捕されて、留置管理官が裁判所に身柄の拘束 (remand in custody) を請求すべきだと考えた場合には、採るべき処分についてCPと協議すべきであるが、PACEに定められた身柄拘束の期間内にCPと協議することが不可能であり、かつ、保釈を認めるべきでないと考える場合には、当番警部 (Duty Inspector) の承認を得て告発することができる⁽⁸⁴⁾。

(2) 留置管理官は、被疑者を保釈して事件をDPP (CP) に送る場合、指針に定められた情報を送付しなければならない⁽⁸⁵⁾。従来は、捜査官の口頭による説明に基づくことも多かったといわれるが、DPP (CP) の審査は証拠に基づくものと明規されたのである⁽⁸⁶⁾。捜査官からCPに提供されるべき情報は——事件の種類に応じて——以下の2種類の報告書のいずれかとともに、告発判断のためのCPへの報告書 (Report to Crown Prosecutor for a Charging Decision) (Manual of Guidance 3 = MG 3) によって提供される⁽⁸⁷⁾。①刑事法院 (Crown Court) にいたる事件および争われることが予想される事件については完全証拠報告書 (Evidential Report) が用いられ、そこには訴追側が依拠するすべての主たる証拠とともに、訴追側立証を損なう可能性のあるまたは弁護側立証に役立ち得る証拠が含まれる。また、告発事実についての提案とともに被疑者の前科・前歴および報告書作成者の観察も記載される。②それ以外の事件については、簡易証拠報告書 (Expedited Report) が用いられ、そこには主たる証人の供述書その他の決定的に重要な証拠 (compelling evidence) と尋問の要旨が含まれる。また、CPが判断する証拠および公益性テストに関わり得るその他の情報や前科・前歴そして報告書作成者の観察も記載される。

(3) 告発判断の実質的責任は、軽微な事件等を除いてCPにあるが⁽⁸⁸⁾、その判断をする際には、CPは——そして告発が可能な場合には留置管理官も——検

四 (84) Guidance on Charging, paras. 10.1-10.2.

五 (85) PACE s 37B (1).

(86) Brownlee, supra note 76, at 901.

(87) Guidance on Charging, para. 7.2.

(88) II D (2) 参照。

事規範（Code for CP）に定められた原則に従う。すなわち、提出された証拠の審査に基づき、①有罪判決の現実的期待（a realistic prospect of conviction）を生じさせるに足る十分な証拠があり、②手続を進めることが公益に適うという基準（完全規範テスト（Full Code Test）とよばれる）に従って判断する⁽⁸⁹⁾。判断に必要な証拠が足りない場合には、留置管理官は、捜査の続行およびCPとの協議を待つ間（条件付または無条件の）保釈に基づいて釈放する⁽⁹⁰⁾。また、留置管理官は（CPも）判断に必要な証拠は足りないが、保釈に基づいて釈放するのは不適切と判断した場合には、予備テストが充足されている限り、告発したうえで適切な治安判事裁判所の次期の開廷まで身柄拘束を続けることもできる。ただし、その後証拠が収集された時点で、CPは完全規範テストを用いて告発事実で訴追を遂行することが適切かを判断しなければならない⁽⁹¹⁾。この「予備テスト」とは、事件のすべての事情に基づき、当該被疑者が犯罪を犯したとする少なくとも合理的疑い（a reasonable suspicion）があり、その時点において手続を進行することが公益に適うという判断である⁽⁹²⁾。

(4) CPが①告発するに足る証拠がない、または、②証拠は存在するが公益の視点から告発や警告は不適切と判断した場合には、その旨をCOに伝達し、COは書面で被疑者に伝達する。また、CPが現時点では証拠が足りないが、新たに証拠が現れた時点で再度考案すると判断した場合も同様の手続が採られる⁽⁹³⁾。CPが条件付警告、単なる警告、譴責、最終警告が適切と判断した場合には、COにその旨を伝達し、COは被疑者にこれらの処分がなされるようにしなければならず、その後これらの処分が不可能なことが判明した場合には、告発の可能性を検討するためにCPに送致しなければならない⁽⁹⁴⁾。

C 告発後の手続

(1) 逮捕された成人について告発がなされた場合、留置管理官は、被逮捕者が

(89) Guidance on Charging, paras. 3.6, 3.8; Code for Crown Prosecutors (2004), paras. 3.1, 5.1.

(90) Guidance on Charging, para. 8.5; Brownlee, supra note 62, at 902.

(91) Guidance on Charging, para. 3.9 (1) (2); Code for Crown Prosecutors (2004), paras. 3.3-3.4.

(92) Guidance on Charging, para. 3.10. Code for Crown Prosecutors (2004), paras. 6.1, 6.4-6.5.

(93) PACE s 37B (5); Guidance on Charging, paras. 6.1-6.2.

(94) PACE s 37B (6); Guidance on Charging, paras. 9.4-9.5.

裁判所に出廷しないと信じるに足る合理的な理由 (reasonable grounds) がある等の理由——少年についてはこの理由が若干広く定められている——がない限り、保釈に基づいてまたは保釈によらないで釈放しなければならないが、これらの例外事由のいずれかに該当する場合には、被告人の警察署での拘禁を継続することができる⁽⁹⁵⁾。この判断を行うに際して留置管理官は——裁判所が保釈の可否を判断する際に条件付加の可能性を判断するよう求められている⁽⁹⁶⁾のと対照的に——条件の付加によって相違が生じるかを考慮することを法文上求められてはいない。しかし条件付与の可能性を検討しない限り、合理的な理由の存否についての判断を行うことは困難であろう⁽⁹⁷⁾。留置管理官は、上記の判断に際しては、(氏名・住居不詳等を理由とする場合を除いて) 裁判所が保釈の判断をする際に考慮すべきものに相当する要素に配慮しなければならない⁽⁹⁸⁾。すなわち、保釈法によって求められる裁判所が判断すべき要素は、保釈中に①出頭しない、②犯罪を犯す、③司法過程を妨害する、と信じる相当な理由 (substantial grounds) の存否である。ただし、裁判所の判断は相当な理由とされているのに対して、この留置管理官の判断は合理的な理由とされている点で問題が残されている⁽⁹⁹⁾。なお、告発後に警察署での身柄拘束を継続する場合には、拘束継続の理由を記録する書面を作成しなければならない⁽¹⁰⁰⁾。

(2) 警察が告発後に治安判事裁判所に出廷するという義務を負わせたうえで保釈する場合、かつては出頭すべき日時に時間的制約は置かれていなかったため、裁判所での手続が始まるまでに相当な遅延が生じ得た⁽¹⁰¹⁾。そのため1988年に被保釈人の出廷に関するルールが定められた。すなわち、留置管理官は告発後最初の開廷期日 (first sitting of the court) より以前の出廷日時を原則として指

(95) PACE s 38 (1)-(2).

(96) Bail Act 1976 sch 1 Pt 1 para 2.

(97) Corre & Wolchover, supra note 70, at 273.

(98) PACE s 38 (2A).

(99) Corre & Wolchover, supra note 70, at 275.

(100) PACE s 38 (3).

(101) Corre & Wolchover, supra note 70, at 276.

定しなければならない、とされた⁽¹⁰²⁾。例外も許容されているが、実際には迅速な初回出廷を確保するような方策が採られている⁽¹⁰³⁾。告発後に警察保釈を認められずに身柄を拘束された者は、實際上可能な限り早急に治判事裁判所に引致されなければならない、その時点で保釈に関する管轄は裁判所に移行する⁽¹⁰⁴⁾。

Ⅳ 結びに代えて

これまで述べてきたように、警察による過剰告発とCPSによる早期の是正の不十分さ、そして結果としての刑事手続への負担という問題を解消するためには、CPSの告発への関与が必要であるとのAuld Reportの勧告は、2003年法によって実現された。この立法の目的は達成されることになるのであろうか。

2002年に実施された5つの地区の9つの地域でのパイロット調査は、告発前にCPSが警察に助言を与えるという形式でどのような変化が生じるかの分析を試みた。この調査結果は、非常に肯定的な結論、すなわち、事件の打切り率（discontinuances rate）は減少し、最初の公判で有罪答弁する被告人が増加し、有罪率も向上することになった、という結論を導いた⁽¹⁰⁵⁾。また、告発前にCPSの助言が通常求められている交通死亡事件（road death incident）についての調査も——とくに被害者から問題とされてきた事後的な告発事実の切下げ（downgrading）がほとんど見られない点で——良好な結果を示している⁽¹⁰⁶⁾。訴追開始時点においてCPSが関与することは、CPSを一たんなされた判断の逆転者（reverser）から判断者そのもの（decision-maker）にすることによって、その審査を意味あるものとするのかもしれない⁽¹⁰⁷⁾。

従来から、CPSの審査が不十分であった原因として、①警察による事件の構

(102) PACE s47 (3A).

(103) Corre & Wolchover, *supra* note 70, at 276.

(104) PACE s46; Corre & Wolchover, *supra* note 70, at 295.

(105) “Success for Early Charging Advice Scheme”, CPS Press release 113/03; CPS Charging Suspects: Early Involvement by CPS: Pilot Final Valuation (2003).

(106) Cunningham, “The Unique Nature of Prosecutions in Cases of Fatal Road Traffic Collisions”, [2005] *Crim.L.R.* 834.

(107) *Id.*, at 843.

成 (case construction) の結果として、警察によって提供された証拠に基づく審査とならざるを得ない、②警察によって警告された事件を審査することはできない、③判断者ではなく、判断の逆転者という地位に置かれている、といった諸点があげられてきた⁽¹⁰⁸⁾。今回の改正は、③の問題を解消し、CPSに条件付警告を行う権限を認めた点で、②の問題をもかなり改善する可能性がある。ただし、必ず証拠が送致されることになったとはいえ——CPは捜査に直接関わる権限を有しないのであるから——やはり①の問題は残されているのであろう。

他方、翻って考えてみれば、訴追を担当する者（検察官）が捜査とは離れて事件を受動的に点検しつつ遂行するというPhilips委員会以降のCPSの基本的性格は大きく変更されることになった。検察官制度は多くの国で——一見すると多様であるものの——実態としてはかなりそして急速に「収斂」しているとの指摘もなされている。イギリスも例外ではないのであろうか⁽¹⁰⁹⁾。スコットランドや北アイルランドの動向をも視野に入れた検討が必要である⁽¹¹⁰⁾。

(108) A. Sanders, "Prosecutions Systems", in McConville and Wilson (eds), *The Handbook of the Criminal Justice Process* (2002), at 158.

(109) A. Perrodot, "The Public Prosecutor", in Marty and Spencer (eds.), *European Criminal Procedure* (2002), at 455.

四 (110) 脱稿後、R.M. White, "Investigations and Prosecutors, or Desperately Seeking Scotland", 69 MLR 143 (2006) に接した。北アイルランドやスコットランドをも視野に入れて、英国全体の訴追制度の動向を、Philips原則からの乖離という視点から分析する。本稿の問題関心と共通する分析もなされており興味深いものがあるが、十分な検討はできていない。今後の課題である。